

令和2年2月5日開会  
(第2回総会)

# 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第2回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年2月5日(水)
- 2 開会日時及び場所  
令和2年2月5日(水) 午後2時05分  
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和2年2月5日(水) 午後3時19分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者(1名)

11番 三浦 憲二

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第12号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

---

午後2時05分開会

○事務局長(坂本 英知君) 久々、天気が続く日が続きますけれども、農業委員さん、お忙しい中にご参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は、三浦委員が欠席、草野委員がおくれて来るという報告を受けております。

ただ、本日の出席者は、法の規程による過半数を超えておりますので、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さん、こんにちは。ことしも早いもので、2回目の総会となっておりますが、特に最近ですね、非常にいい天気が続きまして、皆様方、大変農作業がお忙しい中と思いましたが、農業委員会総会に専念して、皆さんに慎重審議していただきたいと思っております。

ただいまから、令和2年第2回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

各委員の協力方よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、2番、大島委員、4番、東委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、議案第12号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの議案5件となります。

それでは、日程第2、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをごらんください。

議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年2月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書3ページ、受付番号93番から、議案書7ページ、受付番号107番まで、15件の申請があっておりましたが、受付番号96番については、本日付で取下げの申し出が出ております。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会の徳永です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号93番から95番です。

受付番号93番は、後継者の子へ贈与する案件です。

受付番号94番は、規模拡大のため買い受ける案件です。なお、申請地には隣接地にある空き

家の敷地を通過してしか行かれない状況であり、空き家についても同一者が購入される予定です。

受付番号95番は、破産管財人が農地を処分する案件です。

受付番号93番から95番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号93番から95番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場ですけど。95番、破産管財人からの申請みたいなんですけど、614で15万、大体、この現地がどの辺かというのを地図で確認して、また、事務局で航空写真を見てみました。そしたら、結構、この周りは住宅が連たんしとっとですもんね。そういう中で、15万という単価でいいのか。

○議長（小筏 正治君） 土地価格でしょう。

○委員（9番 馬場 保君） ええ。

以上です。

○議長（小筏 正治君） これ、土地価格の点なんですけど。調査会長から、ちょっと1回説明して。

○委員（4番 東 康敬君） これ、今、質問があったとおりですね、95番についてですね、この破産管財人が売りに出すということは、譲渡人が破産宣告をしてですね、破産者が弁護士の方に託しておるわけですね。この中で、その弁護士のほうは、農業委員会とか農協とか、花関係やったから花市場とか、長崎市の農業委員会とか、そういうところに売買の話をずっと持っていておるわけですね。その中で、買付願というものを全部集めていって、単価が一番高い人を裁判所に書類申請して、その金額を裁判所から許可をもらって、それで初めて売却という形に、流れがなっております。その中で、この95番に対しては、ほかにも誰も買付願というのが出なかったということで、この譲受人が一応、購入という形ですけども、実際、破産管財人の中で、農地を売却するときになかなか手を挙げる人がいない、そういう形でだんだんと単価が下がっていく。実際、この弁護士の話によれば、競売にはもう出たくない。できれば任意で全部売ってしまうという流れの中でですね、今、単価的には15万という安い単価でございましたけれども、これ、1人しか申請がなかったということで裁判所の許可を得てですね、こういう金額になったのが流れでございます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、東調査会長から説明がありましたけれども、馬場さん、それに関してどうでしょう。

○委員（9番 馬場 保君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） そしたら、95番はいいですかね。ほかに、93から95、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） そしたら、ほかにご質疑がないようですので、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号93番から95番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。  
次に、受付番号97番から中部調査会長よりお願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号97番から98番です。

受付番号97番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号98番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号97番から98番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号97番から受付番号98番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号97番から98番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。  
続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号99番から107番となります。

受付番号99番、100番は、耕作利便のため交換する案件です。

受付番号101番、102番は、同一人が新規就農のため借り受ける案件です。

受付番号103番は、規模拡大のため借り受ける案件です。

受付番号104番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号105番、106番は、耕作利便のため交換する案件です。

受付番号107番は、耕作利便のため山林と交換する案件です。

受付番号99番から107番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

まずは、受付番号99番から106番について、何かご質疑がありませんか。99番から106番。ありませんか。

○委員（9番 馬場 保君） ちょっといいですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場です。

104番の面積が、232平米で100万となっているようですけど、規模拡大のためと書いてありますけども、この価格は妥当ですか。

○議長（小筏 正治君） 西部調査会長、説明してもらってですか。

○委員（13番 池田 兼三君） この件については、国道沿いで、仕事もし易い場所ですので、単価的には妥当な価格じゃないかなと思います。

○委員（6番 森崎 茂徳君） ちょっといいですか、追加で。

近隣は、このような価格での売買実績がある地域です。

○議長（小筏 正治君） 近隣にそういう、いい値段で売れているそうなんです。

○委員（9番 馬場 保君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） そういうことで、今回はそのような価格での売買実績がある地域ということでもいいですか、それで。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号99番から106番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号107番について協議します。本案件につきましては、渡部委員が関係者です

ので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、ご退席をお願いいたします。

(7番 渡部 篤委員 退場)

○議長(小筏 正治君) それでは、受付番号107番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。107番、どうでしょう。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号107番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。ここで、渡部委員の入室を求めます。

(7番 渡部 篤委員 入場)

○議長(小筏 正治君) 渡部委員、満場一致で了解してもらいましたので、報告をいたします。

次に、日程第3、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局(原田 誠二君) 議案書8ページをごらんください。

議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年2月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書9ページ、受付番号9番の追認申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、東部調査会長からこの案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。東委員、どうぞ。

○委員(4番 東 康敬君) 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号9番は、宅地の一部として転用する追認申請です。申請地は農振白地、宅地等に囲まれた狭小の土地であることから第2種農地と判断をしました。申請地は昭和57年ごろから宅地の一部として違反転用している状況です。しかし、非農地化の原因で人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地は、簡易手続相当の違反案件と判断し、追認許可を出すことができるとされています。許可後は宅地へ地目変更し、先ほど、議案第8号、受付番号94番で協議をいただいた方に所有権移転する予定です。

受付番号9番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号9番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょう、受付番号9番。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書10ページをごらんください。

議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年2月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書11ページ、受付番号64番から66番までの3件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号64番です。

受付番号64番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の集団であることから、第1種農地と考えられます。しかし、集落に接続していることから例外的に許可をすることができる案件であると思われれます。また、農振除外については令和2年1月21日に完了しております。

受付番号64番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号64番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。64番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号65番、66番です。

受付番号65番は、展示場兼出張所用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると考えられます。しかし、集落に接続していることから例外的に許可をすることができる案件であると思われま

す。受付番号66番は、賃貸住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、市役所から500メートル以内にあることから第2種農地であると考えられます。

受付番号65番から66番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号65番から66番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。65番、66番、ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号64番から66番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第11号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。本案件につきましては、松尾委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室をお願いいたします。

（14番 松尾 茂敏委員 退場）

○議長（小筏 正治君） それでは、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書12ページをごらんください。

議案第11号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和2年2月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書13ページ、受付番号1番から、議案書33ページ、受付番号48番までです。詳しくは別添3をごらんください。

受付番号1番から19番については、賃借に係る案件。受付番号20番から26番については、所有権移転に係る案件。受付番号27番から48番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第11号に対する質疑を行います。

まず、賃借権設定に係る受付番号1番から19番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。1番から19番までですね、賃借権の設定。1番から19番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る受付番号20番から26番について、何かご質疑ありませんか。20番から26番までありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る受付番号27番から48番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。27から48ですね。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第11号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

ここで、松尾委員の入室をお願いいたします。

（14番 松尾 茂敏委員 入場）

○議長（小筏 正治君） 松尾委員には、満場一致で了解してもらいましたので、報告をいたします。

次に、日程第6、議案第12号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書34ページをごらんください。

議案第12号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の意見を求める。令和2年2月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書35ページ、受付番号1番から、議案書36ページ、受付番号6番まで、6件です。詳

しくは別添3をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第12号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第12号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第12号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時19分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 2月 5日

議 長

署名委員

署名委員